

平成29年度募集要項

阿見町市民公益活動支援制度

市民活動団体の特性を活かした活動事業経費の一部を助成します

- | | | | |
|------------|-----|----------------|-----|
| 1. 支援制度の目的 | …P1 | 7. 事業の審査・認定 | …P3 |
| 2. 助成する内容 | …P1 | 8. 助成金の交付申請 | …P4 |
| 3. 対象となる団体 | …P2 | 9. 事業の実績報告 | …P4 |
| 4. 対象となる事業 | …P2 | 10. 実施事業の公表 | …P4 |
| 5. 対象となる経費 | …P2 | 11. 助成金交付までの手順 | …P5 |
| 6. 応募する方法 | …P3 | 12. 制度説明会の開催 | …P5 |



阿 見 町

阿見町では、阿見町市民公益活動支援制度要綱及び同制度助成金交付要綱に基づき、市民活動団体が自主的に行う市民公益活動事業を以下の内容で募集します。

- ◇募集事業 市民アイデア部門事業（阿見町市民公益活動支援制度要綱参照）
- ◇募集期間 平成29年4月19日（水）～5月9日（火）
- ◇事業期間 平成29年6月※1～平成30年3月31日
※1：助成金の交付決定日から
- ◇申請場所 阿見町役場 町民活動推進課 町民協働係
- 時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）
- 住所：阿見町中央一丁目1番1号 電話：029 - 888-1111（内272）

1. 支援制度の目的

地域ニーズに即した新たな活動を創出し、市民活動団体の専門性や柔軟性等の特色を活かした事業の実施により、地域の活性化や課題解決を図り、町民が主体となって活躍する「新たなまちづくり」の促進を目的として、市民公益活動※2を実施する団体を支援します。

※2…営利を目的とせず、広く社会を良くするために自発的に行う活動であり、地域づくりに繋がる継続的かつ計画的なもの。

2. 助成する内容（阿見町市民公益活動支援制度助成金交付要綱第3条）

市民活動団体が自ら企画する新たな事業、または、既存事業の拡充・発展を図る事業であり、阿見町市民公益活動支援制度要綱に定める市民公益活動事業の認定を受けたものを対象とします。

1) 助成金は、1事業につき10万円以内の額とし、その助成率は3分の2以内

※事業認定は予算（平成29年度：50万円）の範囲内となります。

2) 助成金の交付回数は、各年度1団体に対して1回/年まで

※助成金の交付は、同一団体が実施する同一趣旨の事業1回とし、事業の拡充・発展があれば最大3回まで助成が受けられます。

3. 対象となる団体（阿見町市民公益活動支援制度要綱第2条第4項）

次のいずれにも該当する市民活動団体とします。

- ア 町内に事務所を有し、または町内に主な活動の拠点がある
- イ 構成員が5人以上で、町内に在住・在勤・在学する者が含まれている
- ウ 活動の目的が定款・規約・会則等で定めてある
- エ 行政機関を事務局としていない
- オ 事業計画・予算及び決算を示すことができる

※特定の個人または自らの利潤追求を目的とする団体、選挙活動・政治的活動・宗教的活動を目的とする団体、暴力団またはその関係者の統制下にある団体、法令・公序良俗に反する活動団体は対象外となります。

4. 対象となる事業（阿見町市民公益活動支援制度要綱第2条第2項）

次のいずれにも該当する公益的な事業とします。

- ア 町民等を対象として、主に町内で実施する事業
- イ 市民活動団体が自ら企画する事業である、または当該事業の拡充または発展を図る事業
- ウ 市民活動団体の先駆性、専門性、柔軟性等の特性を活かした事業
- エ 協働のまちづくりの発展に繋がる事業
- オ 支援年度内に完了する事業

※個人または市民活動団体の構成員のみを対象とする事業、施設等の建設及び整備を目的とする事業、国・地方公共公益等の公的機関から他に補助金等を受ける事業は対象外となります。

5. 対象となる経費（阿見町市民公益活動支援制度助成金交付要綱第2条）

事業の実施に直接要する、以下の項目に該当する経費が対象となります。

| 区 分 | 内 容 |
|---------|--------------------------------------------|
| 報 償 費 | 外部講師，新たに依頼する講師等に対する謝礼・報償費等 |
| 旅 費 | 講演会，研修会等を開催する際の交通費，宿泊費等 |
| 需 用 費 | 事務用消耗品費，資料代，図書代，燃料代，写真プリント・コピー代，印刷製本費，材料代等 |
| 食 糧 費 | 事業に必要な食材費，講師等の弁当代等 |
| 役 務 費 | 郵便料，通信費，振込手数料，保険料等 |
| 委 託 料 | 警備費，会場設営費の委託料等 |
| 使用料・賃借料 | 会場使用料，物品レンタル料等 |
| その他の経費 | 実施する事業の特性から町長が適当と認める経費 |

※市民公益活動団体の事務所等を維持するための経費，市民公益活動団体の構成員に対する飲食費・人件費・謝礼等の経費は，助成対象外となります。

6. 応募する方法（阿見町市民公益活動支援制度要綱第4条参照）

事業認定申込書（様式第1号）に次の書類を添えて、募集期間内に町民活動推進課へ直接提出してください。申請書等の様式は、町民活動推進課の他に町ホームページ（<http://www.town.ami.lg.jp/0000003660.html>）もしくは町民活動センターホームページ（<http://ami-cac.org>）から入手できます。

- 1) 市民公益活動事業計画書
- 2) 市民公益活動事業収支予算書 〈添付書類：見積書〉
- 3) 申込団体概要書 〈添付書類：規約他・名簿・事業計画書・決算及び予算を示すもの〉

7. 事業の審査・認定（阿見町市民公益活動支援制度要綱第4条、第5条、第6条）

町長は、学識経験者や住民代表等で組織する「阿見町協働のまちづくり運営委員会」の意見を基に、事業の妥当性・実現性・公益性・継続性・発展性等を審査し、市民公益活動事業として認定した旨を申請者に、阿見町市民公益活動事業認定書（様式第2号）にて通知します。

〔審査基準〕

| 項目 | 内容 |
|-----|---------------------------------------------------------------|
| 妥当性 | 趣旨や目的が明確であり、内容や規模等が広く町民の共感を得られるものであるか。 |
| 実現性 | 具体的な方法(計画、手段等)が示され、目的の成果が見込まれるものであり、十分な組織体制を備えているか。 |
| 公益性 | 地域や行政の課題解決に繋がるものであり、不特定多数の者の利益が期待できるものであるか。 |
| 継続性 | 団体の専門性を活かした継続的または持続的な事業計画であり、実施により団体の公益性が増して組織力の向上に繋がるものであるか。 |
| 発展性 | 事業を継続することにより、地域の自主的な活動の促進や発展及び協働のまちづくりの発展に繋がるものであるか。 |

※市民公益活動事業の認定を受けた団体は、助成金の交付申請が必要となります。

《提案説明会の開催》

◇市民公益活動事業の認定にあたり、審査の公平性・公正性・透明性を高めるため「阿見町協働のまちづくり運営委員会」において、事業内容に関する提案説明をしていただきます。

○提案説明の時間は、1事業15分以内とします。（発表10分、質疑応答5分）

○説明者の人数は、会場の都合により1団体3名までとします。

○町では、プロジェクター・ホワイトボードの準備が可能です。

※町備品を利用する際は、事前に町民活動推進課を訪問して接続等をご確認ください。

※提案説明会の開催日は、後日申請者にご連絡します。（5月26日開催予定）

8. 助成金の交付申請（阿見町市民公益活動支援制度助成金交付要綱第4条）

市民公益活動事業の認定を受けた団体は、助成金交付申請書に次の書類を添えて、期日までに町民活動推進課へ直接提出してください。

- 1) 阿見町市民公益活動事業認定書（写し）

※市民公益活動事業の開始は、町から交付決定通知が届いてからとなります。

※事業内容の変更等が生じた際は、申請が必要となるので町民活動推進課までご相談願います。

9. 事業の実績報告（阿見町市民公益活動支援制度助成金交付要綱第8条）

事業実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて、事業完了日から30日以内または年度末のいずれか早い日までに町民活動推進課へ直接提出してください。

- 1) 市民公益活動事業報告書
- 2) 市民公益活動事業自己評価表
- 3) 市民公益活動事業収支決算書 〈添付書類：領収書（写）〉
- 4) 市民公益活動事業実施に係る記録写真、資料等

※上記の実績報告内容を審査して助成額を確定し、申請者に助成金交付決定額を通知します。

※助成対象経費の総額が当初決定した額に満たない場合、助成する額は減額となります。

※当事業の実績報告に関する書類・帳簿等は、5年間保存となります。

10. 実施事業の公表（阿見町市民公益活動支援制度要綱第9条）

事業認定の「公正性」と「透明性」を高めるとともに、協働のまちづくりに繋がる情報を広く共有するため、市民公益活動事業の概要（団体名、事業名、事業概要等）を町ホームページ等に掲載して公表します。

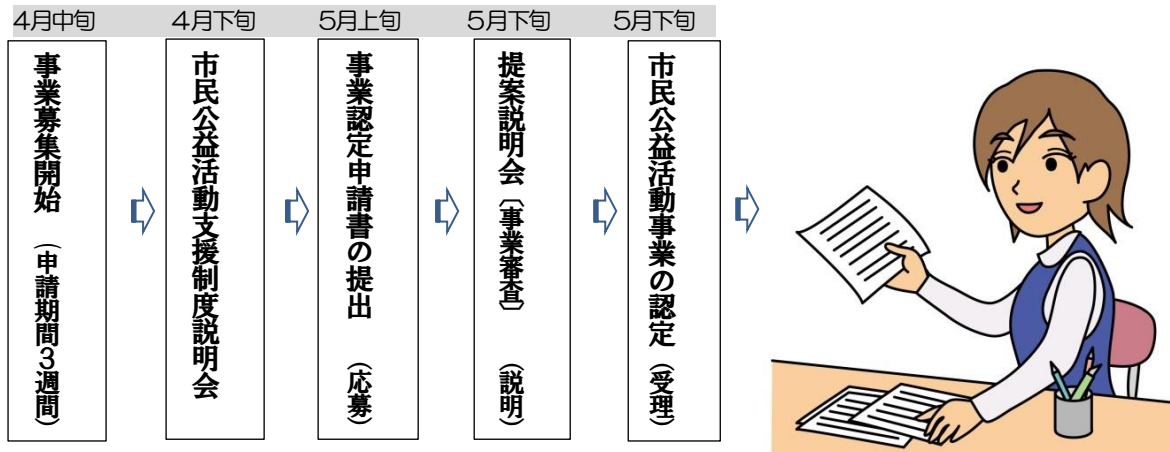
《事業成果報告会の開催》

助成金の交付を受けた団体は、「事業成果報告会」にて事業の成果等を説明していただきます。

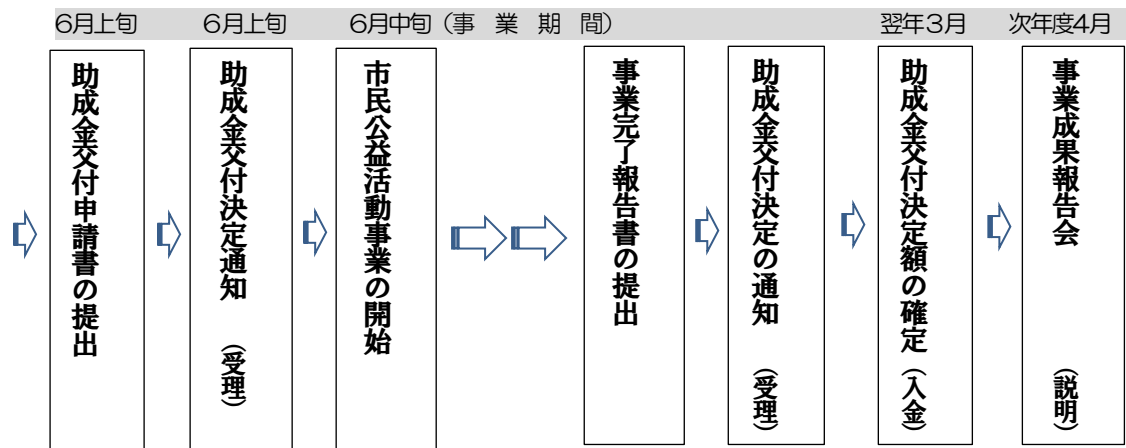
◇事業成果報告会は、平成30年4月下旬の開催を予定しています。



11. 助成金交付までの手順



…阿見町市民公益活動支援制度要綱による事業認定手続き…



…阿見町市民公益活動支援制度助成金交付要綱による事務手続き…

12. 制度説明会の開催 ※申請を検討される団体は、どちらか一方にご参加ください。

日時：第1回 平成29年4月23日(日) 午後1時30分～

第2回 平成29年4月25日(火) 午後7時～

場所：阿見町町民活動センター

(住所：阿見町阿見 2958 ミアミショッピングセンター内3階，電話：029-888-2051)

【お問い合わせ先】

阿見町役場 町民生活部 町民活動推進課 町民協働係

受付時間：午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日を除く)

住所：阿見町中央一丁目1番1号

連絡先等：029-888-1111 (内線272) Email: chokatsu-ofc@town.ami.lg.jp